

## 第1 監査の対象

まちづくり推進部(都市政策課、都市整備課、ニュータウン創生課、建築指導課)

## 第2 監査の期間

平成30年5月15日から平成30年8月1日まで

## 第3 監査の方法

平成29年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準(平成27年8月27日全国都市監査委員会制定)に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

### 1 重点項目

#### (1) 収入に関する事務

ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

#### (2) 補助金の交付に関する事務

ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。

イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。

ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

#### (3) 契約の方法及び手続

ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

### 2 主な着眼点

#### (1) 収入に関する事務

ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。

- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- (2) 支出に関する事務
  - ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約に関する事務
  - ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。
- (4) 財産管理等に関する事務
  - ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
  - イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
  - ウ 庶務事務は適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
  - ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
  - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

#### 第4 監査の結果

まちづくり推進部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。  
しかし、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、各指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

##### 1 注意事項

- (1) 契約の方法及び手続
  - ア 変更契約に係る事務が適切でなかったもの**

松河戸土地区画整理事業竣工式業務委託において、随意契約の上限額を超えて変更契約を行っていた。 (都市整備課)
- (2) 収入に関する事務
  - ア 行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの**
    - (ア) 使用期間が6か月未満の地質調査等に係る使用料の徴収について、納入期限が使用を開始する日を越えて設定されていた。

(都市政策課・ニュータウン創生課)

(イ) 使用期間が6か月以上の電柱等に係る使用料の徴収について、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていた。(都市政策課)

(3) 支出に関する事務

ア 歳出科目に誤りがあったもの

高蔵寺まなびと交流センター初度調弁の耐火性金庫について、備品購入費とすべきところ消耗品費で購入していた。(ニュータウン創生課)

イ 備品調達事務が適切でなかったもの

ノートパソコンの取得に当たり、管財契約課への調達依頼がされていなかった。(建築指導課)

## 第5 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、経済性・効率性・有効性等の観点から次の意見を提出する。今後の事務の執行に当たっては、必要に応じて適切に対応されたい。

### 1 既存建築物の定期報告制度を活用した建築物等の安全性の確保についてさらなる取組を求めるもの(有効性)

多数の者が利用する大規模な施設においては、火災等の発生が大事故につながる恐れがあることから、26年に建築基準法(昭和25年法律第201号)が一部改正された(28年6月施行)。改正内容は、不特定多数の者が利用する建築物等の所有者・管理者に、建築物等が法令基準を満たしているか定期的に建築士等専門家に調査・検査をさせ、特定行政庁(県及び人口25万人以上の市)へ結果の報告を義務付ける対象を拡大することなどであり、本市では対象となる建築物が従来約3倍となった。

こうした中、本市では、所有者等に法令の遵守を求めるため、案内通知を送付するほか、広報春日井や市ホームページなどにより定期報告制度の周知に努めるとともに、未報告者に対しては、督促文書の送付などにより報告を促しているものの、改正法施行後2年間における対象建築物の報告率は74.3%にとどまっている。

については、市民の安全・安心を確保するため、所有者等による建築物等の適正な維持管理が行われるよう必要に応じ実効性のある取組を求めるものである。

(建築指導課)